

矢巾町における人・農地プランの取組状況(令和3年3月24日公表分)

	プランの主な概要			今後の地域の中心となる経営体の状況				中心経営体への農地の集約化に関する方針	方針を実現するために必要な取組に関する方針											
	協議の場を設けた区域の範囲	公表日	直近の更新日	経営体数			集積率		集約化に向けた協議	所得向上	販路拡大	農地中間管理事業の活用	耕作放棄地の解消・発生防止	後継者の育成	複合化	高収益作物への取組み	高付加価値化	6次産業化への取組	隣接地区との連携	機械の共同利用
				認農	集落営農	その他	現状→今後													
1	高田	R3. 3. 24	R3. 3. 24	2人	1組織	育成4人	28%→30%	中心経営体である集落営農組織や認定農業者への集積・集約化とともに耕作放棄地の解消を進める				○	○							
2	藤沢	R3. 3. 24	R3. 3. 24	1人	1組織	0	29%→29%	中心経営体である集落営農組織や認定農業者等の経営者の中で集約を進める		○			○							
5	東徳田第2	R3. 3. 24	R3. 3. 24	1法人	1法人	0	59%→65%	中心経営体である集落営農組織や認定農業者等の経営者の中で集約を進める		○				○						
8	土橋 1	R3. 3. 24	R3. 3. 24	6人 1法人	0	育成2人	94%→100%	中心経営体である集落営農組織や認定農業者等の経営者の中で集約を進める			○			○		○				
9	土橋 2	R3. 3. 24	R3. 3. 24	3人	1組織	育成5人	54%→54%	担い手に集積・集約化する担い手の分散錯圖を解消する耕作放棄地を解消する					○		○		○			
18	下煙山	R3. 3. 24	R3. 3. 24	0	1組織	0	48%→48%	中心経営体である集落営農組織を中心に話し合いながら集約を進める						○	○		○		○	
21	下北	R3. 3. 24	R3. 3. 24	1人 1法人 新規2人	1組織	0	82.52%→88.08%	中心経営体である法人や集落営農組織、認定農業者等の経営者の中で集約を進める					○	○	○		○	○		
23	和味	R3. 3. 24	R3. 3. 24	4人	1組織	0	46%→46%	中心経営体である集落営農組織や地域内外の認定農業者等の経営者の中で集約を進める		○		○	○		○					
24	館前	R3. 3. 24	R3. 3. 24	3人	1組織	0	56%→78%	生産物の反収アップと品質向上を目指す 館前地区は水田地帯であり、地区内の認定農業者、営農組合共に水稲・麦を中心とした生産を行っているため、効率的な安定した農業の確立を目指す	○								○			○
26	岩清水	R3. 3. 24	R3. 3. 24	2人 2法人 新規1人	2組織	0	77%→88%	中心経営体である集落営農組織や認定農業者等の経営者の中で集約を進める				○	○							

※上記については、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項の規定により公表する参考様式4の内容を一覧にまとめたものです。